	1.4.
審議会等名称	第 24 回神奈川県障害者施策審議会
開催日時	平成 31 年 2 月 18 日 (月曜) 14 時 00 分から 16 時 15 分
開催場所	波止場会館 5階多目的ホール
出席者	◎堀江会長、河原委員、鈴木委員、小山委員、野口委員、須貝委員、堤委員、
	安藤委員、伊部委員、六反委員、赤坂委員、成田委員、小川委員、德田委員、
	杉山委員
次回開催予定	未定
問合せ先	障害福祉課調整グループ 伊藤
	電話045 (210) 4703 FAX045 (201) 2051
会議記録	発言記録:要約 要約した理由:委員会の申合せ
会議の概要	以下のとおり

県福祉部長あいさつ

(堀江会長)

まず最初に、議題(1)かながわ障がい者計画の改定について、前回の改定素案からの変 更点を中心に説明していただきたいと思います。

(事務局)

資料1、2に基づいて説明。

(堀江会長)

これについて、ご意見をいただきたいと思いますので、意見のある委員はよろしくお願いいたします。

(須貝委員)

資料1の27ページに、97番の意見として、「かながわ障がい者計画関連成果目標」の3-(2)について、「障害者職業能力開発校の」と書いてありますが、これは初めて目にしたのですが、この学校はどういう目的でつくられて、どういう運営がされて、どういう成果を上げているかについて質問いたします。

(事務局)

今日は所管する産業人材課が出席していないのですが、まずこちらの学校については、職業能力開発という中で法律に基づいて設置されている職業技術校で、その中でも障がい者の職業訓練に特化した学校でございます。成果等につきまして、所管課がいないもので具体的には把握しておりませんので、また必要に応じてその辺もお知らせさせていただければと思います。

(小川委員)

資料1のパブリックコメントの72番にコメントを寄せた方が、「水増し計上についての反省と決意を入れていただきたい」ということと「二度と起こらないよう検証と再発防止策を徹底します」というような文言を入れてほしいということに対する対応の説明があったのですが、それは事務処理誤りがあったためとなっておりまして、県庁の人事課のある一定の人がそこの責任を負うということであって、障害福祉課長とか部長とか県知事については何ら責任がないという解釈になる訳なのです。そうではなくて、神奈川県は雇用については一生

懸命やっていたりして、実際の数字が少なかったのは教諭関係だったかとは思うのですが、 範を垂れるという意味ではきちんとした振り返りをしていくことが大事だということで、文 言がちょっと弱いかなということです。それから、今後こういうことが起こらない、あるい は民間の雇用率を上げていくという意味でも、県の採用試験、合理的配慮、就労のフォロー、 そういった場面を説明する、画像で示す、個人情報に抵触しない範囲での動画を示す等、ア ピールをしていく必要があると考えています。文言を変えるかどうかは時期的な問題があり ますが、考え方として障害福祉課さんに押さえておいてほしいと思います。意見として言わ せていただきました。

(河原委員)

資料1の37番、障がい者の自立関係の記述についてですが、自立という言葉は、少し間違えると障がい者が一人で何でもできるようになるというイメージが強く持たれるかと思います。その言葉を載せてしまうと、他の人の助けを借りなくてもやっていけるようにする、それが必要だと捉えられてしまう、ちょっとそれを心配していたのです。なので、わざわざ自立という言葉を載せていいのかどうか、私としてもちょっと引っかかる面があるのですが、そのあたりを皆さん、どのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

(堀江会長)

今のご意見のことは、素案の 13 ページの基本方針の 1 、 2 行目に入れたということでよろしいですか。

(事務局)

はい。

(堀江会長)

このことについてどうでしょうか。文言としては、「障がい者の自立を「障がい者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考えています」ということが追加されたということでした。ご指摘いただいたように、自立という考え方、言葉が一人歩きするとそういう理解の仕方もまだ社会に残っているとは思いますので、皆さん、いかがでしょうか。

(小川委員)

今のご意見はもっともで、我々はほとんど自立を「ぎょうにんべん」の「律」も含めて理解しますが、もう一方で、「立」という字で解釈することに頭がいっていると思うのですが、一般県民の方々においては、何となく旧来の衣食住が自分で自らできると解釈されがちです。なので、場合によっては巻末に参考1「用語の説明」というものがありますので、自立を「立つ」と本文は書いてあるけれども、説明の中で分かりやすく着ること、食べること、住むことが自分でできることだけを意味するのではなくて、自分で生活を決めていくという、何かちょっと分かりやすい言葉で2、3行で説明を1項目付け加えたらいかがでしょうか。

(河原委員)

今、小川委員からお話がありましたが、もっと具体的に分かりやすいような書き方でやっていただければいいのではないかと思っています。

(堀江会長)

事務局にお任せするということでいいでしょうか。自立ということをあえて盛り込まなく

てもいいのかなとは思いますが、分かりやすくその解説を 13 ページの文言に追加で入れるか、あるいは用語集のところに入れていただくなどして、もう少し丁寧な説明をしていただくことでお願いしたいということでよろしいでしょうか。

(事務局)

ご意見をいただきましたので、検討させていただきます。

(堤委員)

資料2の58ページの真ん中から少し下ですが、非常にいいことを書いています。「民間企業等への就職を目指す知的障がい者及び精神障がい者に就労経験の機会を提供するための取組みとして、知的障がい者及び精神障がい者を県の非常勤職員として雇用し、庁内事務の補助等を行う「チャレンジオフィス」を設置します」と。私は今、初めて気づいたのですが、これは今まで載っていましたか。それで今日、私は県庁で障がい者の採用選考のお知らせというものをもらってきたのですが、チャレンジオフィスをつくっていただくことは本当に良いことだと思います。民間でもやっているところがあって、精神障がい者の就労施設等もチャレンジオフィスをつくっているところがあります。すぐに民間等に就職できるように、その施設の中に仕事場を設けてやっているところがあります。そういう意味で、チャレンジオフィスを設置しますということは本当にありがたいと思います。できましたらここに、いつ頃からというのを謳っていただければありがたいなというお願いでございます。チャレンジオフィスをつくっていただくのは本当にありがたいことだと思います。

(事務局)

今、ご指摘いただきましたチャレンジオフィスにつきましては、これまで素案の段階で入れてございませんでした。来年度、平成31年度からスタートさせたいということで、今回、予算発表もさせていただきましたので、これに合わせてここに位置付けたものでございます。 開始時期等につきましては、確認してみたいと思います。

(鈴木委員)

5つほど確認等あります。まず1点目です。今までもこの席上で同行援護の人材育成を県でやってほしいということでご質問しましたが、県のほうからは、養成事業者に対して許可を出すということがありました。この計画の中ではそういった同行援護というところの人材育成について触れていないのですが、この場に及んでやってくれということではなくて、今やっていることを明記しておいていただければいいかなと思うのですが、それが1点目です。

2点目は、意思疎通支援を行う者の人材育成ということで、ここの中にいろいろな障がい 名が列挙されていて、その中に視覚障がいが入っております。その後に、例えば手話通訳や 要約筆記と色々なことで点訳・音訳というものが入っているのですが、この後の「等」とい う中に、代筆、代読の従事者は含まれるかどうかの確認です。

(堀江会長)

では、2点、先に確認させてください。同行援護の件と、意思疎通の人材の件です。

(事務局)

同行援護についてご指摘いただきました。計画、資料2の33ページに「在宅サービス等の充実」というくだりの中で、同行援護の充実についても謳わせていただいております。確かに人材の確保については、同行援護ももちろんですし、他のサービスも同様でございます。そういった意味で量的・質的サービスの充実を図りますと書かせていただいていますが、記

述について今やっていること等も含め、ちょっと工夫させていただきます。

続きまして、意思疎通支援のところで、「等」という中に代筆、代読の従事者は含まれるかどうかということなのですが、現在、国から示されているものの中に、「等」の中に入っているとは思うのですが、実際、手話通訳者とか要約筆記者、今回、失語症の方の支援者の養成というところで国から一定の枠組みが示されているところがあります。ただ、鈴木委員がおっしゃられている内容については、まだ国から、どういった形で養成をするようにというようなカリキュラム等も示されているところではございませんので、国の動向を見ながら随時検討してまいりたいと思います。

(鈴木委員)

1つ目のお答えはわかりました。2つ目のお答えもわかるのですが、この計画は単年度ではなくて、複数年にわたって計画を立てることになっていることから考えると、現在、厚生労働省が意思疎通支援に対して市町村への悉皆で調査をしていると思うのです。この調査をやっていることとか、さらにはこのところで調査研究とかをやっていて、来年度にはカリキュラムが提出されるという話があるので、具体的にどういうカリキュラムでやるということまでの記載は望みませんが、代筆・代読という言葉をどこかに入れていただければと思うのですが、難しいでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(堀江会長)

では、鈴木委員、あと3点、お願いいたします。

(鈴木委員)

まず1つは、県のウエブサイトのところで、音声読み上げによる認識ができるようにということで、今後そのようにしていただくのはとてもありがたいのですが、現在のところも入札のページとか、そういったところがテキストボックスになっていて、多分、これは見える人たちはここに数字を入れればいいのだろう、つくり込みの段階で県の職員がつくりやすいようにしてあるのだと思うのですが、音声の対応がされておらず、分からないということがあるので、この辺は早急に対応をお願いしたいと思います。

2つ目です。この中に解説放送という言葉も入っているのですが、動画配信等において、 知事定例会見の動画配信においてというくだりがあって、手話通訳は行いますと書いてある のですが、ここの部分も何らかの解説放送が欲しいと思っているところでございます。

最後に3つ目です。選挙における部分で、これは今回の統一地方選挙でも出ているのですが、選挙候補のところで、県が出すことにはなったようですが、難しい仕様が出ていて、当事者の段階ではつくり込みが難しいというようなことがあるので、この辺のところはすぐには対応できないとは思うのですが、今後、これは数年先で結構なので、検討をお願いしますということをここでお伝えします。

(事務局)

それぞれご指摘は所管しているところに伝え、対応をお願いしたいと思っております。

(堤委員)

44 ページの一番上のところです。「障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み」の下に文言がございます。「グループホーム等の運営支援な

どを通じ、市町村と協力して、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ります」、これはこれでよろしいと思います。「特に、課題である重度の障がい者」とありますが、障がい者が社会参加していくためには、重度の方だけではありません。この重度というのはとるべきではないかと私は思います。重度というのはどの程度のことをいってどんどん出ていけるようにすべきだと思います。重度というのはどの程度のことをいっておられるのかは分かりませんが、例えば精神の場合、精神障害者保健福祉手帳1級のことを言っておられるのでしょうが、1級も2級も日常生活に困っていることに変わりありません。生きづらさはほぼ一緒なのです。ですから、重度というのはとるべきではないかと思ったものですから、よろしくお願いします。

(事務局)

三障がい平等にというのは堤委員のおっしゃるとおりで、私どもも認識しております。「特に、課題である重度の障がい者の」というくだりでございますが、昨年度、こちらの審議会でもご審議いただいた上で作成しました障がい福祉計画、ここでも施設入所者の地域生活への移行ということを成果目標に設定いたしました。その際の分析として、神奈川県では従来から地域移行に取り組んできた中で、比較的、重度の方の地域移行が遅れてきた、そういった方もご本人の意思決定に基づきながら、可能な方々には地域で暮らしていただく、そのためのグループホーム等の受け皿もしっかり整えていこう、そういう考え方で障がい福祉計画の目標なども設定させていただきました。もちろん従来から進めてきた地域移行は、重度障がい者に限らずやっていくという考え方はございますが、昨年度の障がい福祉計画などでも特に課題である重度の障がい者ということを意識してここでは記載しておりますが、考え方として重度障がい者だけをというようなことはございません。

(河原委員)

グループホームは聴覚障がい者としても今、必要という声がたくさん起こっています。聴覚障がい者は施設に入ることはあまりありませんが、今まで家族と一緒に生活していて特に問題は無かったのが、例えば親兄弟が亡くなって一人になったとき、突然生活が困るという例が多いのです。社会の中で生活できる場所として聴覚障がい者のためのグループホームを建ててほしいという声が増えています。施設の人が地域に移行するために必要だということは分かるのですが、聴覚障がい者で生活できない方、他の障がい者の方も同じかと思いますが、今まで家庭で生活していた方が親や兄弟が亡くなるなどして頼る人がいなくなったり、一人になって生活できなくなったという人のためのグループホームが必要だと思います。

この考え方でも分かるように、文章として重度という言葉は、施設から地域移行のためにとか、そのイメージが強くなってしまうので、今、見えないところで困っている人、そういう人がいる、そのためのグループホームが必要という考え方も出していただきたいと思います。

(事務局)

今、河原委員からご指摘いただいたことはもっともだと思っております。具体的な記述として、34 ページの上から2つ目の丸になりますが、「障がい者の地域における居住の場として、多様な形態のグループホームの整備を促進します。」と。また、「地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する障がい当事者やご家族等の不安を解消するため、体験的な利用促進等により住まいの場の選択肢の拡大に努めます」と書いておりまして、そういった意識で取り組んでいきたいと思っております。

(堤委員)

やはり「重度」という文言をとってほしいと思います。そうでないと、真の意味での多くの精神障がい者の社会参加が進みません。精神の場合、現在、県が言っておられる重度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方というのは、全体の 9 %~10%です。2 級は 60%くらいです。重度となると一握り、 9 %~10%の方に限定されることになりますので、「重度」という文言をとっていただきたいと申し上げた次第です。

(小川委員)

今の意見に関連して、重度というのは何をもって重度とするのかという定義ですよね。例 えば等級が軽くても、さまざまな行動パターンによって見守りを非常に長時間必要とする場 合もあるでしょうし、この重度の定義は非常に難しいと思うのです。私が考える重度という のは、どちらかというと医療的なケア、グループホームから外されてしまうような医療的な ケアがある方、あるいはてんかんの発作等があって、そこに世話人さんが対応できないとか というようなことがあったりしているのを見ると、この重度というのは単に身体的なあるい は知的な、そのような意味の重度ということではなくて、言葉を変えれば多様なニーズを持 つ障がい者の地域生活移行を支援するためとか、例えばろう者の方がだんだんと年齢を増し たり、機能が低下したときに、グループホームを利用することによって世話人さんのちょっ としたお世話で生活ができるようなことも大いに考えられます。そういった特性に合わせた グループホームがろう者の場合も、あるいは視覚障がいの場合も、あるいは重心の親御さん たちも自分たちのお子さんをグループホームにというときにその医療ケアがネックになるこ とがあるので、44ページの文言を、そういった医療ケアを入れたグループホームとか、多様 なニーズを持つ障がい者の地域生活移行を支援するため、受け入れ可能なグループホームの 整備支援に取り組みます、とすることも一つ例だと思いますので、検討していただければと 思います。

(事務局)

今、小川委員からご指摘いただきました。検討させていただきたいと思います。少し補足させていただきますと、去年の障がい福祉計画にも、今、小川委員からご指摘いただいたような意識、認識のもとで行動障がいがある方、医療的ケアを要する方などの重度障がい者に対応できる職員が不足していることから、そういった人材育成に取り組みますといったくだりも書いたところでございます。小川委員からのご指摘もいただきましたので、こちらの記述も検討させていただきたいと思います。

(鈴木委員)

バリアフリーに対応した信号機の整備状況ということでありまして、視覚障がい者用付加装置というものがあって、これの整備状況等が出ているわけですが、最近の県議会で、15基が新年度に設置されるということだったので、この設置は設置でもっと進めてほしいなという気持ちはあるのですが、プラス、最近になって、音響の信号が設置されているところであっても、作動していない時間帯での事故が起きて、死亡事故になっています。その関係からすると、この作動時間を長くすることとか、それから対応した機器というか信号発信機を持っている者に対応することで、苦情が軽減されるのではないかというのが1点です。

それから、同じくこの信号機周辺の人のアンケート調査を見ると、90数%の人が、音が鳴っても必要なら仕方がないという判断をされております。そういった関係からすると、やたら気を使い過ぎて、朝8時から夜7時までみたいなのではなくて、もっと時間を延長する、または24時間で当事者が通ったときだけ作動するようなシステムが現在は可能なので、そういった研究もやるというか、研究していくみたいな書きぶりでやっていただくとありがたい

と思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今、ご指摘いただきました信号機、特に深夜の時間帯は近隣への影響というようなことで作動していない時間帯があり、そこでの安全性が課題になっていると認識しております。これは警察本部とも調整させていただきますが、私どもが聞いておりますのは、可能なところから可能な時間帯で広げるようなことも少しやっているように聞き及んでおりますので、その辺よく確認しまして、どういう対応ができるのか、あるいはこの計画にどういう書き方ができるのかは調整させていただきたいと思います。

(德田委員)

私からは53ページ目なのですが、刑事事件手続における配慮というところで、上から3番目の丸ですが、ここでは(矯正施設退所予定者への支援)ということで、対象が刑務所等の矯正施設退所予定者に限定されているかのように読めるのですが、実際の刑事手続においては障がいのある方で、一旦、逮捕・拘留されて釈放される方の圧倒的な大多数が刑務所とか矯正施設に入る前の段階で地域に戻ってこられるわけですから、必ずしも刑務所とか矯正施設退所者に限定する必要がないのではないか。むしろそれ以前に社会に戻ってくる方の福祉サービスを円滑に支援すると、更生緊急保護とか保護観察所と連携する枠組みもあるわけですから、そういったところも加えたほうがより実のあるものになるのではないかと少し思ったところなので、その点についてのお考えを確認したいと思います。

(事務局)

こちらは地域福祉課で記載しておりますが、ここでは地域生活定着支援センターに限定した文言として書いていますので、それで矯正施設退所予定者と限定させていただいています。 私どもで今、策定しております再犯防止推進計画の方ではもう少し広目な書き方をしているところがありますので、ここの部分、記載内容を少し広げられるか検討させていただきます。

(安藤委員)

28 ページ、29 ページになります。「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み」というところで、特に「意思決定支援の推進」という記載がありますが、神奈川県はこの計画の中にも、県全体で取り組むことなのだと何度も強調しているのはよく分かるのですが、パブリックコメントにもありましたように、意思決定支援は津久井やまゆり園の利用者に対してやることじゃないの、という感覚が現場の中にもまだ強くあるのです。だから、もう少し県全体でどのように取り組むかということが具体的に示されることが大切なのかなと感じました。これは何をどう変えてくれという意見ではありませんが、28 ページの①の最初の丸の最後のほうに「意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます」という記載がありますが、これではどうやって取り組むのかというところが広がっていかないから、県全体で取り組む内容かどうかというのが支援者の中には広がっていかないから、県全体で取り組む内容かどうかというのが支援者の中には広がっていかないのかなという気がし、少しもったいないなという印象を受けました。そういう現状があることをご理解いただきたいということで発言させていただきました。

(事務局)

今、ご指摘いただいた点に関しましては、私どもも県全体に広げていく努力を、これは平成30年度から始めておりますが、さらに継続していかなくてはいけないと思っております。 そういう意識で今、お話がありましたように28ページの2丸目のところですが、意思決定支援を進めていくために、ご家族、施設職員などのさらなる理解が必要なので、意思決定支援 の意義、内容について説明する機会を設け、厚生労働省のガイドラインの普及を図るなど、 積極的な啓発を行いますというようなことを今年度から始めたところです。

さらに相談支援体制の充実につきましても、その次のページ以降に書いているような取り 組みを始めているところですが、今の安藤委員のご指摘を踏まえまして、もう少しアピール できるような書き方ができないかということはもう一度考えてみたいと思います。

(堀江会長)

ここについてはもう少し丁寧に説明いただけると、神奈川県の特徴があると思いますので、 よろしくお願いいたします。

(德田委員)

66ページ目の上から3番目の(合理的配慮に係る合意形成)というところの書きぶりが気になったものですから、少し意見というか、申し上げたいと思います。ここでは「可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを関係者に周知します」と書かれているのですが、確かに障害者差別解消法においては個別のニーズ、意思表明に基づいて対話的なプロセスを経て合理的な配慮の内容を決定していくという法律の枠組みをとっています。必ずしもここの記載が間違っているわけではないとは思うのですが、このような書き方をすると、合意がなければ合理的な配慮は受けられないのかと、県が認めてくれなければ合理的な配慮が受けられないのかと受け取られる当事者の方もいらっしゃるのではないかと思います。過重の負担のない合理的な配慮は提供しなければいけないということの前提をどこかに盛り込んでいただけないかなと少し思ったものですから、ご意見いたします。

(事務局)

教育委員会に伝えまして、調整させていただきます。

(堀江会長)

今までのやり取りの中で、事務局の方で色々とご検討いただき、文言を変えていただいた ときには、委員の方たちにもう一度その案が示されるということでよろしいですか。

(事務局)

今、いただいたご意見、それぞれ検討させていただきまして、修正できるところは修正し、 この後、県議会の方に報告してまいりますが、その前の段階で一度、委員の皆様方にはお送 りさせていただきたいと考えております。

(河原委員)

今日、資料を見たのですが、以前とどこが変わったのかが分かりにくいのです。できれば変わったところが分かりやすいような、下線を引くとか、そのような方法で見せていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

分かりやすく見ていただけるように工夫したいと思います。

(堤委員)

もう一件、先ほど出てきたのですが、66ページの先ほどもお話がありました(合理的配慮に係る合意形成)のところで、「障がいのある児童・生徒等に対する合理的配慮については」という文言がずっとありますが、これでよろしいと思うのですが、合理的配慮というのはど

ういうことなのかわからない人がいっぱいいます。これは私の提案ですが、障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮という文言の後に(個々の障がいに応じた条件整備)という文言を入れていただければ、皆さんが分かりやすいのではないかと思います。合理的配慮の後に「(個々の障がいに応じた条件整備)」と入れていただければ、合理的配慮とは(個々の障がいに応じた条件整備)のことかと分かっていただけると思います。お願いいたします。

(堀江会長)

括弧と言わずに文章の中できちんと一文入れていただければよろしいのかなと思います。 ここは合意形成を図った上での文章がすごく割合としては大きいので、現場では難しいかと 思うのですが、義務であるというところがきちんと前面に出たほうがよろしいかなと思いま したので、お願いいたします。

(事務局)

合理的配慮という言葉は、今、お話があった 66 ページ以外にも何カ所か出てまいりますので、全体を通して工夫したいと思います。確かに障害者差別解消法を知っている方しか分からない言葉かもしれませんので、本文に入れるなり、巻末の用語集に入れるなり、やり方はいろいろと考えられると思いますので、少し検討させていただきます。

(六反委員)

66ページあたりになります。学校の中での教育というところの話をする時間がなかったのかと思うのですが、この憲章の実現ということを考えるのであれば、教育委員会の縦割りとか色々と難しい問題はあるのだろうとは思いますが、小学校・中学校の中で、福祉だけではなくて、命であったり、優しさであったりみたいなことをどれだけ伝えていけるかが、将来的には福祉で働いてみたいというところにも繋がるような気もします。その辺の教育のところの話は詳しくは分からないのですが、実際のハードの部分も大事なのですが、そういったところも地道に積み重ねていくような計画で実現していただけたらと思います。これはただの意見です。

(堀江会長)

どうしてもそこの教育の議論が少なかったと思いますので、それを含めてもう一度盛り込めるものについては、あるいは教育委員会との連携で実施をお願いいたしたいと思います。

では、ここで改定案についてご議論いただきましたので、この意見については先ほど申していただいたように、後日、案が事前にメールでお知らせいただけると思いますので、それぞれで確認をお願いいたします。

それでは、かながわ障がい者計画につきましてはこれをもちまして、この審議会での検討 を終了することにさせていただきます。

ここからは報告事項としていくつかご報告いただきたいと思います。まず最初に、平成31年度当初予算案の概要等について、事務局からお願いしたいと思います。

(事務局)

資料 $3-1\sim3-3$ に基づき説明。

(堀江会長)

今、3つの所管の課からご説明いただきましたが、この点についてご質問はありますか。

(小山委員)

ともに生きる社会の推進の中で、「みんなあつまれ」ということで、いつも案内が来るのは 私たちが1カ月に1回集まると、もう終わった後で来るのです。もうちょっと早く知らせる 方法はないものなのですか。それが1点です。

あと、障がい者雇用という部分で、障がい者雇用のためのガイドブックを作るというのがあるのですが、これは当事者を交えてやるのですか、それとも専門職がやるのですか。それによって少し内容が違うのではないかと思うのです。

(事務局)

1点目のともに生きるの理念を共有するための「みんなあつまれ」のイベントについてです。これで来年度、3年度目の実施になっております。我々も大体やり方のスキームもスキルが上がってきたと思いますので、早目のお知らせ等々については、今まで以上に配慮してまいりたいと考えております。

2点目について、障がい者雇用のためのガイドブックのお尋ねかと存じます。このガイドブックですが、企業向けに障がい者の方の雇用をどのように進めていったらいいかというような視点からガイドブックを作成いたしまして、主に企業に配ることを予定しておりまして、今のところ専門家を交えて監修などをいただきながら作成する予定でございます。

(堀江会長)

趣旨はそれでいいですか。

(小山委員)

当事者は入れないのですね。

(事務局)

まだこれからになりますが、今のところ企業向けということで、企業における障がい者雇用を進める立場からの専門家のご意見をいただきながら作成していきたいと考えております。

(野口委員)

今の意見を聞いて、少し考えたことですが、今、企業向けと伺いましたが、これから県で障がい者を雇用していく中で、前にもこの意見を希望として出したと思いますが、民間・公的施設にかかわらず、当事者の意見を聞いて、どういう働き方、自分たちが働いて、こうしてほしいとか、こういう働き方をすれば続けられるのではないかというようなことを、次はどのような場面でも意見を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(鈴木委員)

先ほどの回答は少し今の時代に合っていないのではないかと思います。というのは、先般も厚生労働省で相談支援のカリキュラムの改定の会議をやっておりまして、5回ほど専門委員で集まっていたのですが、当事者が入っていないという指摘が社会保障審議会であって、6回から当事者団体を10何人入れて、実際に開催したということがあるのです。さらに今回の、先週だか先々週だか、障がい者の雇用に対してのヒアリングということで本庁であったわけですが、どうせやるなら最初からきちんと当事者を入れてやった方が、後から何か、今から聞きますよではなくて、姿勢としてはそれが大事かなと思います。ぜひそういう検討会とか、何か作成するのであれば、どちらにしても意見を聞くなら最初から入れておいた方がいいかなと思いますので、そのようにお願いします。

(事務局)

色々とご意見をありがとうございます。今のご意見を踏まえて、ガイドブックの作成に当 たりましては当事者の方のご意見を伺うことを検討していきたいと考えております。

(河原委員)

今の内容に関することかもしれませんが、当事者の意見を聞くことはやはり大事だと思います。ただ、内容が固まった後に意見を聞くのでは困ります。最初から一緒にやって、一緒に審議して考えていくという姿勢をぜひ持っていただきたいと思っている、それが一つです。

そして質問ですが、「みんなあつまれ」というこのイベントですが、以前から当事者の参画がないという意見があったと思います。そのあたりについては、今回は当事者が参画する方針など何か考えているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

そして(5)、新しい「企業・団体向けの働きかけ」とあります。具体的にはどのようなことをやるのか、文章を見ただけでは分かりませんので教えていただければと思います。

そして資料 3 - 3、5ページの 12 番です。昨年も同じ質問をしたかと思うのですが、電話相談とあります。聴覚障がい者に対しては電話相談ができません。これに対してはどのようにするのかという質問をしたと思いますが、昨年度は何ともずれた回答があって終わってしまったように思うのです。今年は聴覚障がい者に対して、聴覚障がい者でも精神的問題を抱える方も多いので、そういう方々は聞こえる人と同じように相談ができる場がない、電話ができない、全く何も援助もないままいる方もたくさんいると。そういうことも考えると、電話またはファクス、メールなどの方法で聴覚障がい者が相談できるような場を作っていただきたいと思います。

(事務局)

1つ目の質問ですが、「みんなあつまれ」につきましては、色々とこれまでの開催の検証と、それを踏まえてどうしていくかという検討をさせていただいております。当事者の参加という点では、今年度は実行委員会に当事者の方あるいは支援者の方も入っていただきまして、その企画を検討したところでございます。また実際、県内各地域で今回、4カ所での開催をしたわけですが、その出店者、例えばパラスポーツの方とか、あるいはアートの関係、飲食の関係につきましては、出店という形でご参加いただいたところです。また、来場していただいて触れ合っていただくという点に関しましては、今年度、さまざまなイベントと連携したわけですが、その主催者の方とご相談して、バリアフリーが十分でないといった点につきましては我々としても、例えばみんなのトイレを設けさせていただくとか、手話通訳の方をご用意するとか、そういった配慮をさせていただきました。お声がけという点では、先ほど小山委員からもご指摘がありましたが、早目に、できるだけ皆さんの予定が組みやすいようなお声がけなど、今後、配慮してまいりたいと考えております。

それと資料の7ページ(5)の企業との連携ですが、我々は様々な形で県が主体となって 憲章の普及に取り組んでいたわけですが、様々な企業さん、団体さんの主体的な行動も是非 期待したいところでございまして、企業もCSRとか、そういった形の色々な活動を希望さ れることも多いと今年度分かってまいりました。ただ、どういった形でのコンテンツを用意 したらいいのか、まだまだよく分からない企業さんも多かったものですから、そういった企 業・団体さんと、例えば出店を希望する障害福祉サービス事業所の方をマッチングなどをし て、県だけでなく様々な方がそういった企画をしていただけたらと思っています。また、企 業の働きかけという面では、例えば企業の社員研修の中で扱っていただいたり、社内報で扱っていただいたり、企業さんの取組みの促進を考えていきたいと、このような事業でござい ます。

2つ目の質問ですが、おっしゃるとおり、現時点では電話相談しかないといった状況で、

ご意見の方は確かにそのとおりであると思います。私どもでは、今、若い方を中心にSNSを使っている方も多いというところもございますので、そういう面も含めて、昨年、策定しました「かながわ自殺対策計画」の中で、ICTを活用した相談支援を盛り込んで検討を進めているところです。その中では当然、例えば LINE とか Twitter とか、そのような文字で何かのご相談ということでの支援も検討していくこととしておりますので、いただいたご意見も踏まえながら引き続き検討させていただいて、事業化を目指してまいりたいと思っております。

(河原委員)

「みんなあつまれ」のこのイベントは、内容が、私から見ると、何を目的にやっているのかよく分からない内容だと思います。もっと当事者、障がい者のことをアピールできるような内容は難しいのかなと思っています。イベントの企画を考えるときに、当事者も是非加わって考えていくような形にしていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

そしてがん・疾病対策の電話相談についての話ですが、SNSなど文章でのやりとり、相談ができる体制をつくる、それは分かります。ろう者の中には文章が苦手な方がいらっしゃいますので、手話でないと相談できない方もいらっしゃいますので、是非その辺りも考えていただければと思います。実際に医者に行って相談しても、医者が聴覚障がい者やろう者のことをよく知らず、理解していないので、結局は何も解決にならなかった例もあります。なので、相談を担当する医師などにも聴覚障がい、ろう者というものについての理解を深める、そのような取組みもお願いしたいと思っています。

(小川委員)

質問ですが、冒頭の障害福祉課の予算のところの6ページの図が、新規事業として盲ろう者支援事業費がついていて、盲ろう者支援センター(仮称)を設置することになっております。この1200万円の予算ですが、確認ですが、現在、神奈川県聴覚障害者福祉センターに盲ろう者通訳介助員の派遣事業の委託費をつけていると思います。そこはそこで委託して、それ以外にこのセンターで相談とか質的向上に向けた研修を別途、予算をつける、その両者があると理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

今、小川委員がおっしゃいましたとおり、従来から聴覚障害者福祉センターで通訳介助員の養成、それから派遣を県から委託しております。これについてはこれまで通り、別途、予算を計上したいと思っています。この②はそれと別に支援センターを作り、さらに通訳介助員の質の向上のための研修の充実を行いたいということで、別の事業でございます。

(小川委員)

そうすると、全国的に見ても、東京都はありますが、他県であまりない支援センターで、ぜひ充実したセンターにしてほしいので、神奈川県の聴覚障がい者センターあるいはライトセンター等々の関係機関と連携して、どちらかというと偏った情報しか持たないセンターになってしまいがちですので、そこは総合的に盲ろう者、児童から高齢者までを見られるようなスタッフをきちんと置いて実施していただければと思います。これは意見です。

(堀江会長)

あと幾つか報告事項がありますので、進めたいと思います。

次は報告事項(2)「神奈川県条例の見直しに関する要綱」について、事務局からご報告を お願いいたします。

(事務局)

資料4、参考資料1に基づき説明。

(堀江会長)

続きまして、(3)神奈川県庁における障がい者雇用の状況について、これも続けて事務局から報告ください。

(事務局)

参考資料2に基づき説明。

(堀江会長)

もう一件の報告をいただいて、まとめて質問をいただく時間にしたいと思います。津久井やまゆり園の再生についてお願いします。

(事務局)

参考資料3に基づき説明。

(堀江会長)

それでは、3件どれでもご質問のあるものについてはお願いいたします。

(徳田委員)

最後の津久井やまゆり園の再生についての報告の中で、3ページ目で意思決定支援について、全員の支援を開始したと書かれているのですが、これは具体的にどういった支援をされているのかを、私がちゃんと調べていないからかもしれませんが、分からないので教えていただきたいということです。

あと、もし差し支えなければ予算案の点で質問したいのですが、資料3-3です。がん・疾病対策課精神保健医療グループの中で、金額的には他項目と比べて少ないのですが、減額率がすごく高いなと思って、なぜだろうなと思ったのが、措置入院者退院後支援事業費ということなのですが、これは具体的にどんなことをやられていて、この減額幅が大きいのはなぜなのかを確認したくて質問させていただきます。

(事務局)

意思決定支援の状況ですが、利用者本位の支援をしていく必要がある、その中で今回、津久井やまゆり園の再生、千木良と芹が谷、他の県立施設、地域生活という選択肢はあるのですが、こうしたものを厚生労働省からガイドラインが示されておりますので、これをベースとしながら我々なりに色々と工夫しながら意思決定支援を進めているところです。まずは今回、我々の特徴としては、相談支援とか現場の支援の方、あるいはご家族等々、さらに第三者性、専門性を確保するためアドバイザーの方にも入っていただいております。そうした利用者毎にチームを作って意思決定支援をしているということで、まずはアセスメントをした上でチームとしての議論を行っていくと。これはまだこれからも続いていくわけなのですが、一応、皆さんについて始めることができましたということが今回のご報告でございます。

続きまして、措置入院者退院後支援事業費の減額の額が大きいことについてのご説明でございます。こちらの事業ですが、先ほどのご説明でも少し触れたのですが、措置入院をされた方が退院するときに、その方が地域で切れ目なく医療等のサービスを受けられるように退院後支援計画という計画を主に保健所の職員が作成して、それはご本人のご意向なども踏まえながら作成しまして、それに基づいて支援していくものでございます。予算自体は大体、

そういった計画をつくるための費用です。例えば職員の旅費とか、あと作った計画をとじ込むためのファイル代とか印刷費とか、そういったものを見込んでいるところですが、先ほど申し上げたとおり、元々この仕組みが法律で規定される予定でした。その法律の改正案の中では、実はこの仕組みを動かしていく上で、精神障害者支援地域協議会という地域の関係者による協議会を置くことが義務化される予定でした。そのため、今年度の当初予算はその法改正を見越していましたので、その協議会の設置・運営の費用を見込んで計上していたのですが、実際に法改正がされず、現在の精神保健福祉法の中で、具体的に言うと、保健所の職員が精神障がい者の相談支援を行うという枠組みの中でこの仕組みを動かしていくようにということで国からガイドラインが出ました。そのガイドラインに基づいての事業ということであらせていただいていまして、その協議会は設置せず、基本的に今の枠組みの中でやるようにということだったので、その協議会の設置費用が減額になっているということでこれだけの、予算上になると 250 万円ほどの減になっているということでございます。

(鈴木委員)

津久井やまゆり園の整備計画(3)のイについてです。これは確認で、地域生活移行の促進の2つ目の黒ポチのところですが、グループホームの整備費や人件費に係るものを活用し、体制整備をするというところがあるのですが、これはあくまでも津久井やまゆり園にいた方が外のグループホームなどを利用する場合にこういった資金を活用するという見方でいいのですよねという確認です。

(事務局)

ただいまご指摘のありました、参考資料 3 の 3 ページ、(3) のイの地域生活移行の促進の部分は、このグループホームの整備費、人件費ということで、グループホームのバリアフリー化の改修とか人員の加配に関するものでして、ここで掲げているのは津久井やまゆり園の利用者に対するものとなっております。ただ、これも津久井やまゆり園の方だけのものにとどめないということで、先ほど障害福祉課から説明のありました資料 3-1 の障がい者施策の推進の中では、津久井やまゆり園以外の方に対するこうした支援の面についても記載しているところでございます。

(鈴木委員)

ということは、全体ということですね。

(事務局)

同じ説明になりますが、津久井やまゆり園以外の部分につきましては資料3-1の2ページの⑧で障がい者の地域生活移行を支援するためにグループホームを対象とした運営面での支援、体験利用、さらに県立施設の利用者受け入れに係る手厚い職員配置に対する補助などによりまして、地域生活を支えていきたい、そういう事業を組んでおります。

(堀江会長)

手厚い職員配置に対して補助するということがここに記載されているという理解でよろしいですか。鈴木委員、津久井やまゆり園の方以外にも手厚い補助が準備されているということでよろしいでしょうか。

(鈴木委員)

わかりました。

(安藤委員)

参考資料 2、障がい者雇用の状況についての報告がありましたが、今日は検討会の経過報告ということで、3月には取りまとめがありますので、またこの審議会でその取りまとめの内容、特にここに記載されている雇用率の報告誤りの再発防止について、または原因究明等々の具体的な内容については報告があると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

この審議会が、今年度は今日が最終回ですが、私どもの取りまとめが年度内目標にやっておりまして、そのタイミングが上手く合うかということはございますが、またお時間をいただければぜひご説明させていただきたいと思いますので、そのときはよろしくお願いいたします。

(堀江会長)

次年度の審議会でもまた報告いただけるようでしたらありがたいと思います。

私も関連してなのですが、教育委員会関係でアンケートを取られたり、その課題の分析を されているという経過の報告がありましたが、このような議事録はホームページにもう載っ ていますでしょうか。それともまだ私たちは見ることはできないのでしょうか。

(事務局)

議事録の公開はしませんが、報告書については取りまとめの最中でございますので、公表はまだしておりません。今年度中に取りまとめた後に、全庁の検討会に報告し、全庁の検討会において全任命権者の報告を取りまとめの上、第三者による検討組織において検証し、報告させていただく形になろうかと思います。

(堀江会長)

経過について私たちもホームページ等々で出てくるものについては見させていただいていますので、適宜お知らせいただければありがたいと思います。

では、これで今回の審議会の議事、報告事項等については終了したいと思います。